

大崎住民訴訟を支援する会ニューズ第36号(2025年2月)

事務局 電話番号：070-2010-3777 〒981-3215 仙台市泉区北中山3丁目17-12

事務局アドレス osaki.shien@gmail.com <https://www.facebook.com/osaki.shien>

大崎住民訴訟高裁が棄却で最高裁に上告

2024年12月25日仙台高裁第2民事部(見米正裁判長)が大崎住民訴訟一審判決を維持し、住民らの控訴を棄却しました。そこで原告・弁護団は1月6日に上告を決意し、1月8日最高裁に上告しました。上告人は大崎市、涌谷町、美里町、色麻町の住民99名で、被告は被告は大崎地域広域行政事務組合(管理者=伊藤康志)です。大崎住民訴訟は「東日本大震災に伴う福島第一原発事故により発生した農林業系廃棄物の焼却処理に関する試験焼却に関して、住民(上告人)が被告大崎地域広域行政事務組合が経費支出したことが違法であるとしてした損害賠償請求」訴訟です。事件の争点は、上告人らの住民組織(岩出山地区)と行政事務組合とで取り交わした覚書や申し合わせに違反した行為であること、放射性セシウムの含まれた廃棄物焼却により健康を侵される恐れや不安が発生する人格権侵害(平穏生活権)の3点です。



「不当判決」の紙を掲げる住民側弁護団
=25日午前、仙台市青葉区の仙台高裁前

と行政事務組合とで取り交わした覚書や申し合わせに違反した行為であること、放射性セシウムの含まれた廃棄物焼却により健康を侵される恐れや不安が発生する人格権侵害(平穏生活権)の3点です。

仙台高裁判決の3つの問題点=覚書違反・申し合わせ違反・人格権侵害

本訴訟は2018年10月11日に提訴され、2023年10月4日仙台地裁第2民事部(齊藤充洋裁判長)が請求棄却(住民敗訴)の判決を下し、仙台高裁に場所を移して、争われていました。

2024年12月25日に出された仙台高裁第2民事部(見米正裁判長)の判決の主たる問題点は3点。まず住民と行政組合との覚書2条の趣旨及び9条(協議事項)を踏まえた対応をすることが本件組合の義務になるとしながら、大量に飛散した放射性物質を処理する必要性から、同2条には8000Bq/kg以下の放射能汚染廃棄物は含まれないと判断し、放射性物質処理を容認した不当な判決です。

申し合わせ違反4条(機能・設備を変更する場合)については、第1審判決のような形式的文言解釈は改め、本件試験焼却の決定について実質的に解釈し、本件組合は申し合わせ4項・5項に基づく義務を負うとしつつも、対象を「地元住民」と抽象化し、その範囲も特定されないとし、努力義務にとどめました。

人格権侵害(平穏生活権)については、住民が不安を抱きながら生活することを余儀なくされることは認めつつも、8000Bq/kg以下の数値の具体的な合理性を検討することなく、ICRPの基準に合致するものとして合理性を認めました。そして本件試験焼却の安全性についてバグフィルターの捕捉率が99.9%であること、空間線量、排ガス、放流水の測定が行われたこと等を根拠に、行政組合の判断に合理性がないとはいえないとしました。バグフィルターの捕捉率が99.9%であることが誤りであることは第1審で原告・弁護団が主張立証したとおりであり、空間線量は内部被ばくとは関係ない等、前提においても誤りがあります。

今後の進行予定としては、2月下旬上告理由書・上告受理申立理由書を最高裁に提出します。弁護団で今議論されていることは「8000Bq/kg容認の特措法の問題」「内部被ばくの無視・軽視」「放射能汚染の日常化」「放射能汚染環境の許容」の危険などで、単なる一地方の問題ではなく、全国的規模の問題と認識しています。以上が上告を決めた弁護団の説明文からの抜粋です。

文責=広幡

高裁判決を糾弾する集会でちくりん舎青木氏が講演

地裁での放出煤塵集積試験(玉造CC)で日本初、煤塵捕捉率99.9%以下を確認

昨年12月25日の仙台高裁は地裁判決を維持し、住民訴訟を棄却しました。同日、仙台市戦災復興記念館で開催された判決報告会で、ちくりん舎の青木一政氏が煤塵集積試験やセシウム検査について報告しました。

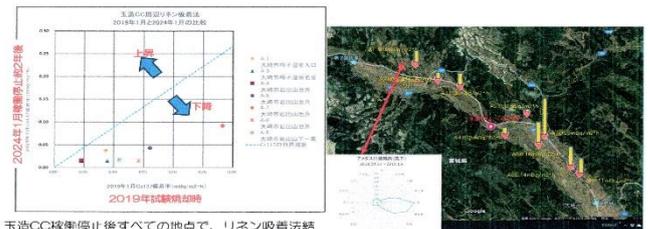
まず青木氏が強調したのが、玉造CCで実施した煤塵集積試験で、外に漏れている煤塵量が日本で初めて測定された意義を強調されました。しかも外に漏れ出す量は、環境省研究所の大迫論文の3倍から12倍という量であることを明らかにしました。全国から寄せられた300万円募金がこのような結果を示すことができたのです。



玉造CC稼働停止後、岩出山周辺のセシウム量が急激にダウン

しかも青木氏は玉造CC稼働停止(2022年度末)後に再度岩出山周辺のセシウム粉じん濃度を測定し、稼働中の測定値と比較すると、すべての地点(夏と冬)で大気中のセシウム粉じん濃度が低下していることが判明しました。まさに玉造CCでの廃棄物焼却が放射性セシウムを周辺にばらまいていた証拠となります。この結果を2024年7月高裁に証拠として提出しましたが、高裁はこの証拠を無視して棄却判決を言い渡しました。

2024年7月裁判所へ証拠として提出
玉造クリーンセンター稼働停止(2022年度末)後、全ての地点で大気中のセシウム粉じん濃度が低下した



岩出山地区に住む住民の尿中セシウム量は南相馬市住民に似た高い数値

ちくりん舎の青木氏はリネン吸着法によるセシウム粉じん濃度測定検査と同時に、大崎地域に住む住民の尿中セシウムの測定も実施してきました。

大崎市産米のコメにはセシウムがわずかながら蓄積されていることから、青木氏は検査結果からコメの影響を除いた数値を割り出し、西日本・南相馬市との比較を行ったところ、玉造CCの風下2km付近(玉造CCのシミュレーションでも一番粉じんが降下する場所に特定されている)に住む住民の尿中セシウム量が福島県南相馬市の中央値に似ていることを明らかにしました。

24時間尿中Cs量—西日本在住者、南相馬原町区在住者との比較

比較対象者群	西日本在住者	南相馬在住者	Aグループ 玉造CC 2km以内	Bグループ 玉造CC 風下2km付近	Cグループ 玉造CC 風下6km付近	
結果	中央値	不検出 検出下限値 (0.09)	0.225	0.101	0.200	0.085
	平均値	不検出 検出下限値 (0.09)	0.567	0.104	0.203	0.114
出典	参考文献 i	参考文献 i	本報告	本報告	本報告	

各地域の24時間尿中Cs排泄量(Cs_{24hr})の比較。いずれも単位はBq/day。
西日本在住者、南相馬在住者は尿中Cs濃度での結果のため、1日の成人の平均尿量を1.5ℓ/dayとして算出

- 西日本在住の対照群は全員不検出である。
- 保守的に考えこれら不検出者のCs24exを検出限界値の1/2、すなわち0.045とすると、Bグループ住民は比較対照群である西日本在住者に比べて少なくとも4倍以上内部被ばくリスクが高く、南相馬住民と同等レベルと言える。
- CおよびAグループも西日本在住者の2倍程度以上に内部被ばくによるリスクが高いと言える。
- 出典の参考文献 i は、 Kazumasa Aoki et al. Proceedings of the 22nd Workshop on Environmental Radioactivity, March 2021. p.151 <https://lib-extopc.kek.jp/preprints/PDF/2021/2125/2125002.pdf>

福島県太平洋岸は福島原発事故の影響をまともを受けた地域です。その地域に住む住民と同程度の尿中セシウムが測定されている事実。放射性物質を含んだ稲わらの焼却が再度放射性セシウムを拡散している事実を、この検査結果が証明していると言えます。

最高裁上告を歓迎し、最後まで地域住民の健康を守る運動を展開し、特措法の廃止を実現しよう

原告弁護団は1月6日最高裁への上告を決定しました。住民と行政組合が結んだ覚書・申し合わせ事項を無視した今回の試験焼却は許されるはずがありません。しかも住民が協力して行った数々のセシウム検査で、焼却場が放射能の拡散場所であることが証明されています。全国唯一の「放射性廃棄物焼却反対訴訟」でありますが、それだけに全国的な課題を背負った闘いでもあります。支援する会は最後まで支援を継続します。